

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇告 示 公有水面の埋立ての承認の出願(河川課)

告 示

鳥取県告示第八号

公有水面の埋立ての承認の出願があったので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課、鳥取県米子土木事務所、米子市企画部地域政策課、境港市建設部開発課及び運輸省第三港湾建設局境港工事事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

運輸省第三港湾建設局

局長 山下生比古

神戸市中央区海岸通

二 埋立区域

(一) 位置

境港市佐斐神町字御末待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一―二、三三六一―四及び三三六一―五、字濱田灘三三九一―一、字御末待灘三三九二―二、三三九六―二及び三三九六―三並びに字當成灘三四六一―一及び三四五八―三に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び②の地点から①の地点に至る一級河川斐伊川(中海)の計画高水位(T・Pプラス一・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 飛行場標点(北緯三五度二九分二五秒、東経一三三度一

四分三〇秒。以下「基点」という。)から二三三度〇四分

二六秒、七八六・三九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四四度五三分〇二秒、一六九・五四メー

トルの地点

③の地点 ②の地点から三三四度五三分〇二秒、三・〇〇メートル

の地点

④の地点 ③の地点から二四四度五三分〇二秒、四二〇・二六メー

トの地点

⑤の地点 ④の地点から三四七度二三分三三秒、〇・二五メートル

の地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五四分〇三秒、一六三・五六メー

トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三四度五三分〇二秒、一七七・五八メー

トルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇度三三分三七秒、二〇七・七七メー

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一二度四三分一五秒、〇・二六メートル

の地点

⑩の地点 ⑨の地点から六四度五三分〇二秒、二九九・二一メー

ルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三四度五三分〇二秒、三・〇〇メートル

の地点

⑫の地点 ⑪の地点から六四度五三分〇二秒、三一六・二四メー

ルの地点

(三) 面積

二六七、四九五・一四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市佐斐神町字御耒待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一一、三三六一二、三三六一四及び三三六一五、字濱田灘三三九一一、字御耒待灘三三九一一、三三九六一二及び三三九六一三並びに字當成灘三四六一一及び三四五八一三に接する国有地の陸域並びに字濱田ノ二 二七八二及び二七八三、字濱田ノ五 二八六五及び二八六六、字御耒待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ三 三二八一、字濱田ノ四 三三五二、三三五三一、三三六一一、三三六一二、三三六一四及び三三六一五、字濱田灘三三九一一、字御耒待灘三三九二、三三九六一二及び三三九六一三、字當成灘三四六一一及び三四五八一三から三四五八一五まで並びに小篠津町字本門脇三八四〇一二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の⑬の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と⑬の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 基点から二三一度〇九分〇一秒、七八三・五五メートル

の地点

⑭の地点 ⑬の地点から一三五度五七分五八秒、一三二・〇六メー

トルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二四四度五三分〇二秒、三一七・一三メー

トルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一三五度五七分五八秒、九五八・五六メー

トルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二四四度五三分〇二秒、八五六・二三メー

トルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三一一度五五分五六秒、七八五・五一メー

トルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三三六度五八分四三秒、一〇六三・五二メ

ートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三九度一〇分二一秒、二四四・二一メー

トルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から一二〇度二三分〇一秒、一四二・五二メー

トルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から一五八度五四分五五秒、三一五・〇三メー

トルの地点

㉓の地点 ㉓の地点から二〇度三三分三六秒、二〇七・二六メー

トルの地点

㉔の地点 ㉔の地点から六四度五三分〇二秒、七二六・八六メー

トルの地点

㉕の地点 ㉕の地点から一七三度〇〇分二四秒、一三七・八三メー

トルの地点

㉖の地点 ㉖の地点から六四度五三分〇二秒、一二三・七七メー

トルの地点

㉗の地点 ㉗の地点から一五四度五三分〇二秒、四四二・四八メー

トルの地点

(三) 面積

一、七〇八、〇二一・一〇平方メートル

四 埋立地の用途

飛行場用地

五 出願年月日

平成二年十二月二十八日